

青森県報

第四千五百一十号

平成三十年
九月十二日
(水曜日)

目次

規則

○青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則……………(障害福祉課) ……一

告示

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
○構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出……………(建築住宅課) ……二

公告

○県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二
○右 同……………(同) ……二

規則

青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十九号

青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年三月青森県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四号様式の(その一)の記の8、同様式の(その二)の記の5及び同様式の(その三)の記の5を削る。

附則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

告示

示

青森県告示第六百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成三十年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	社会福祉法人 健誠会
	主たる事務所の所在地	つがる市森田町森田月見野四七三の二
障害福祉サービスの種類	名 称	共同生活援助
	行 業 所	グループホーム「月見荘」
障害福祉サービス事業を廃止する年月日	名 称	つがる市森田町森田駒ヶ淵三〇一九
	所 在 地	平成三十年八月三十一日

青森県告示第六百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、次のとおり同法第十八条の二第一項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第七十七条の三十五の八第四項の規定により公示する。

平成三十年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	住所	変更年月日
変更前	ピュアリー ロースジャ パン株式 会社	神奈川県横浜市 中山下町二二	平成三十年 九月三日
変更後		(東京御茶ノ水事務所) 東京都千代田区神田駿河 台四丁目八 (横浜事務所) 神奈川県 横浜市西区高島二丁目一 九の一二	

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、第2西津軽地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年九月十三日から同年十月十五日まで

三 縦覧の場所

つがる市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、第2沢辺大堰地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年九月十三日から同年十月十五日まで

三 縦覧の場所

深浦町役場

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	---	--------------------------------